

令和 8 年

第 3 回市議会定例会 報告第 1 号

令和 7（2025）年度健全化判断比率および資金不足比率
の報告について

上記について監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

（健全化判断比率）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－（11.25）	－（16.25）	4.9（25）	37.2（350）

備 考

- 1 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は、「－」と表記する。
- 2 表中（ ）書きの数値は、早期健全化基準を示す。

（資金不足比率）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
地方卸売市場事業	－（20）
発電事業	－（20）
水道事業	－（20）
公共下水道事業	－（20）
交通事業	－（20）
病院事業	－（20）

備 考

- 1 資金不足額がない場合は、「－」と表記する。
- 2 表中（ ）書きの数値は、経営健全化基準を示す。

(根拠規定)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項

令和7(2025)年度
健全化判断比率等の概要

函 館 市

健全化判断比率等の概要について

1 公表を義務付ける指標(健全化判断比率および資金不足比率)

根拠法令：地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）

〔 成立日 平成19年6月15日 公布日 平成19年6月22日
施行日 平成21年4月1日（各指標の公表等については、平成20年4月1日施行） 〕

(単位：％)

指 標 名	内 容	令和7年度 (2025年度) 決 算	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
① 実質赤字比率	普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率 … 赤字額を標準財政規模と比較して示すことにより、 その赤字の深刻度を把握するもの	—	11.25 ～15	20
② 連結実質赤字比率	全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率 … 全ての会計の赤字・黒字の要素を合算し、地方公共 団体全体として見た収支における資金の不足の深刻 度を把握するもの	—	16.25 ～20	30
③ 実質公債費比率	実質的な公債費の標準財政規模に対する比率 … この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経 費を節減しないと、収支が悪化し赤字団体になる可 能性が高まるもの	4.9	25	35
④ 将来負担比率	公営企業、出資法人等を含めた全会計の実質的負 債の標準財政規模に対する比率 … ①～③の3指標は、それぞれ当該年度において解消 すべき赤字の状況や公債費等の負担の状況を示す指 標であるが、これだけでは、地方公共団体の負債の 状況や将来の収支見通しに係る十分な情報が得られ ないため、決算年度末時点での地方公共団体にとっ ての将来負担の程度を把握するもの	37.2	350	なし

↓
太字が本市の基準

(単位：％)

指 標 名	内 容	令和7年度 (2025年度) 決 算	経営健全化 基 準
⑤ 資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する 比率 … この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比し て累積された資金不足が発生しており、その解消が 困難となってくるなど、公営企業として経営状況に 問題があることとなる。なお、長期の経営により将 来解消可能と認められる資金不足額を解消可能資金 不足額として差し引くこととされている。	—	20

2 健全化判断比率等の公表と適用

平成19年度決算から公表が義務付けられ、平成20年度決算から健全化判断の対象。

① 実質赤字比率

実質赤字比率

=

A

B

【基準値】（函館市の場合）

早期健全化基準：11.25%

財政再生基準：20%

A＝一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における
実質赤字の額

B＝標準財政規模（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

【令和7年度決算】（単位：千円，％）

A＝▲1,775,576(黒字)

B＝73,362,368

=

▲2.42%（黒字）

② 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{C}{B}$$

【基準値】（函館市の場合）
 早期健全化基準：16.25%
 財政再生基準：30%

C＝連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、
 実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B＝標準財政規模（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

【令和7年度決算】（単位：千円，％）

$$\frac{C = \blacktriangle 12,267,955 \text{ (黒字)}}{B = 73,362,368} = \blacktriangle 16.72\% \text{ (黒字)}$$

※ Cの内訳

（単位：千円）

一般会計・特別会計（イ・ハ）		企業会計（法適・法非適）（ロ・ニ）	
会 計	実質収支	会 計	資金過不足額
一般会計	▲ 1,719,876	水道事業	▲ 3,220,212
港湾事業	▲ 54,535	公共下水道事業	▲ 2,035,687
奨学資金	▲ 1,165	交通事業	▲ 73,018
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	0	病院事業	▲ 3,531,320
（一般会計等）	▲ 1,775,576	地方卸売市場事業	▲ 11,707
国民健康保険事業	▲ 84,921	発電事業	▲ 1,931
自転車競走事業	▲ 84,707		
介護保険事業	▲ 1,305,174		
後期高齢者医療事業	▲ 143,702		
計 ①	▲ 3,394,080	計 ②	▲ 8,873,875
		合計 C（①＋②）	▲ 12,267,955

※▲で表示されているものは黒字

③ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{の3か年平均}$$

【基準値】
 早期健全化基準：25%
 財政再生基準：35%

D＝地方債の元利償還金
 E＝準元利償還金：イからホまでの合計額
 イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの……下水道事業の雨水分元利償還金など
 ハ：組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの……未来大学の校舎分元利償還金など
 ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの……函館駅前市有地等整備用地購入費など
 ホ：一時借入金の利子
 F＝特定財源……貸付金の元利償還金、住宅使用料、都市計画税など
 G＝元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
 B＝標準財政規模(標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額)

【令和7年度決算】(単位：千円，%)

$$\frac{(D=12,058,557 + E=3,367,850) - (F=2,679,886 + G=9,610,257)}{B=73,362,368 - G=9,610,257} = 4.9\% \text{ (単年度)}$$

R6年度単年度 4.9%
 R5年度単年度 4.8%
3か年平均 4.9%

↓
早期健全化基準未滿

※ Eの内訳 (単位：千円)

区分	金額	内 訳
イ	0	
ロ	3,261,292	水道事業会計：100,000 公共下水道事業会計：1,909,156 交通事業会計：55,230 病院事業会計：1,179,320 地方卸売市場事業特別会計：17,586
ハ	0	
ニ	106,558	土地購入分(函館駅前市有地等整備用地)：83,361 物品購入分(生活保護システム購入費ほか)：23,132 その他(利子補給費)：65
ホ	0	
合 計	3,367,850	= E

④ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

【基準値】

早期健全化基準：350%

財政再生基準：なし

H＝将来負担額：イからチまでの合計額

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

I＝充当可能基金額：上記イからヘまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

J＝特定財源見込額

K＝地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B＝標準財政規模(標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額)

G＝元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【令和7年度決算】(単位：千円，%)

$$\frac{H=164,363,136 - (I=21,269,058 + J=28,218,698 + K=91,126,704)}{B=73,362,368 - G=9,610,257} = 37.2\%$$

早期健全化基準未達

※ Hの内訳

(単位：千円)

区 分	金 額	内 訳
イ	121,956,438	
ロ	671,388	依頼土地の買い戻しに係るもの：253,995 社会福祉法人の施設建設費に係るもの：417,393
ハ	25,024,320	水道事業会計：1,787,184 公共下水道事業会計：17,110,758 交通事業会計：796,984 病院事業会計：5,202,965 地方卸売市場事業特別会計：126,429
ニ	0	
ホ	15,967,837	
ヘ	743,153	土地開発公社分
ト	0	=C (黒字の場合 0)
チ	0	
合 計	164,363,136	=H

⑤ **資金不足比率**（対象は、法適用および法非適用の企業会計（6会計））

$$\text{資金不足比率} = \frac{L}{M}$$

【基準値】

経営健全化基準：20%

（早期健全化基準に相当する基準）

L＝資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) ＝ (流動負債－控除企業債等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)
－解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) ＝ (繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)
－解消可能資金不足額

※ 法適用企業については、平成26年度からの地方公営企業会計基準見直しにより、年度末決算時において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債および他会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額を控除している。

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

M＝事業の規模：

事業の規模(法適用企業) ＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) ＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

【令和7年度決算】（単位：千円，％）

公営企業会計(法適用・法非適用)で資金不足額は生じていない。
(水道事業・公共下水道事業・交通事業・病院事業・地方卸売市場事業・発電事業)